

入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

2021(令和3)年2月10日

伊賀市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 高木 忠幸

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契 約 番 号)	(2020001867)
業 務 委 託 名	令和3～5年度 伊賀市下水道処理施設維持管理業務委託
(2) 履 行 場 所	伊賀市 ゆめが丘他 地内
(3) 概 要	各下水道処理施設維持管理業務・・・上野新都市浄化センター、上野新都市産業汚水処理施設、柘植浄化センター、せせらぎ浄化センター、希望ヶ丘浄化センター、壬生野東部浄化センター、島ヶ原浄化センター、下出中継ポンプ場、マンホール形式ポンプ場(93箇所) 業務内容・・・各処理施設保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、事務業務、その他業務、水質分析、マンホールポンプ維持管理
(4) 履 行 期 間	2021(令和3)年4月1日から 2024(令和6)年3月31日まで
(5) 業 務 担 当 課	上下水道部 下水道課
2 参加資格に関する事項	
(1) 地 域 要 件	市内・準市内及び県内業者
(2) 登 録 部 門	運営・管理－施設運営・管理(下水道施設)
(3) 履 行 実 績	過去10年以内に、計画処理能力4,900m ³ /日以上且つ、OD法、活性汚泥法、土壌被覆型礫間接触酸化法の全ての処理方式(別紙施設概要参照)の維持管理業務実績を有し、地方公共団体から単独元請として通算3年以上受注した実績を有する者
(4) そ の 他	① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ③ 告示日現在、国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録業者及び三重県(伊賀区域)の浄化槽保守点検登録業者であること。 ④ 告示日現在、下水道法第22条第2項に規定されている資格を有する者、またその他維持管理に必要な関連法令で規定されている資格を有する者(別紙参照)を雇用しており、履行期間を通じて従事することができること。
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添 付 書 類	履行実績書(提出前に業務担当課に承認を得ること。)ただし、伊賀市上下水道部において、履行実績がある場合は履行実績書の添付書類を必要としない。
(2) 提 出 期 間	本公告の日から 2021(令和3)年2月16日(火)午後4時30分まで
(3) 提 出 場 所	伊賀市上下水道部経営企画課 伊賀市ゆめが丘七丁目4-4 ゆめが丘浄水場管理棟内(持参により提出)
(4) 設計図書等の閲覧	本公告の日から入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。
(5) 質 問 受 付 期 間	本公告の日から 2021(令和3)年2月16日(火)午後4時30分まで
(6) 質 問 の 回 答	2021(令和3)年2月18日(木)から経営企画課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参 加 資 格 の 可 否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無し of 者のみFAX及び郵送により通知する。当該通知は、2月18日(木)までに行う。
(2) 入 札 (開 札) 日 時	2021(令和3)年3月3日(水) 午後1時30分
(3) 入 札 (開 札) 場 所	伊賀市上下水道部 第4会議室
(4) 入 札 方 法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)
(5) 提 出 期 限	2021(令和3)年3月2日(火) 必着
(6) 提 出 先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市上下水道部経営企画課 行
(7) 入 札 回 数	2回を限度とする。
(8) 最 低 制 限 価 格	あり (予定価格の10分の7以上の額で設定)
(9) 入 札 保 証 金	免除
(10) 契 約 保 証 金	伊賀市会計規則第99条の規定による。
(11) 入 札 の 無 効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。
(12) 入 札 の 中 止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。
5 支払い条件	
(1) 前 払 金	なし
(2) 部 分 払	あり(11回以内)
6 その他	
納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。	
特 記 事 項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

別紙 施設概要

【業務対象施設の概要】

処 理 場 名	処 理 方 式
上 野 新 都 市 浄 化 セ ン タ ー	活性汚泥法(2段循環変法)+砂ろ過
上野新都市産業污水处理施設	礫間接触方式
柘 植 浄 化 セ ン タ ー	オキシデーションディッチ法+砂ろ過
せ せ ら ぎ 浄 化 セ ン タ ー	土壤被覆型礫間接触酸化法
希 望 ヲ 丘 浄 化 セ ン タ ー	土壤被覆型礫間接触酸化法
壬 生 野 東 部 浄 化 セ ン タ ー	オキシデーションディッチ法(農業集落排水施設)
島 ヲ 原 浄 化 セ ン タ ー	オキシデーションディッチ法+急速ろ過法
下 出 中 継 ポ ン プ 場	$\phi 100 \times 1.16 \text{m}^3/\text{分} \times 17.7 \text{m}$ 3台
マンホール形式中継ポンプ場	93箇所(公共:90箇所、農集:3箇所)

別紙 有資格者に関する条件（会社を求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 職長・安全衛生責任者教育修了者
（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12の2に規定する資格者）

有資格者に関する条件（各施設を求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 下水道処理施設管理技士あるいは下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者
又は第3種下水道技術検定合格者（壬生野東部浄化センターを除く）
（下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格者）
- 2 浄化槽技術管理者（壬生野東部浄化センターに限る）
（浄化槽法（昭和58年法律第43号）施工条例第10条に規定する資格者）

有資格者に関する条件（現場を求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 危険物取扱者乙種4類
（消防法（昭和23年法律第186号）第13条に規定する資格者）
- 2 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
（労働安全衛生法第14条に規定する資格者）
- 3 クレーン運転の業務に係る特別教育修了者
（労働安全衛生法第61条に規定する資格者）
- 4 玉掛け技能講習修了者
（労働安全衛生法第61条に規定する資格者）
- 5 第二種電気工事士
（電気工事法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する資格者）